

国際ロータリー会長

李 東建

地区ガバナー

馬場 信彦

北クラブ会長

石川 友意

幹事

米山キクエ

SAA

外山 裕一

三条北ロータリークラブ週報

例会日 2009. 2. 10 計 No.1072 当年 No.29



夢をかたちに

例会日:火曜日 12:30 ~ 13:30

例会場:三条ロイヤルホテル TEL 34-8111 FAX 34-8114

事務局:三条市本町 3-5-25 三条ロイヤルホテル内

TEL 0256-35-7160 FAX 0256-35-7488

ホームページ: <http://www.sanjo-nrc.org>

メールアドレス: north@sanjo-nrc.org

本日の出席: 69名中42名

先々週の出席率:

68名中59名86. 76%

(前年同期80. 60%)

先週のメークアップ:(敬称略)

2月 5日加茂RCへ 中條耕二

9日三条南RCへ 笹原壯玄

10日親睦活動委員会

高森武志、梨木建夫

阿部勝子、渋谷義徳

新田亜美、吉田文彦

横田加代子

10日新潟RCへ 中條耕二

本日の行事: 「新会員入会式」

「新入会員卓話」

「ロータリーの友」

1月号紹介

* 横組み 4頁 「超我の奉仕」

* 縦組み 2頁 「生命について」

「ロータリーの友」

2月号紹介

* 横組み 1頁 李会長メッセージ
「国際奉仕を考えると」

* 横組み 5頁

「UNHCR で活躍する

元ロータリー財団奨学生」

* 縦組み 2頁

「手がないという能力」

本日のメニュー: 948 Kcal

オニオンスープ 108

ゆで鳥のサラダ 225

サーモンのデミカレソース

321

ライス 168

山葡萄のムース 126

会長挨拶

石川友意会長



2月は世界理解月間ということで、先週の例会では第2560地区立川国際奉仕委員長さんからお越しいただき、ご講話を頂戴いたしました。海外のことにたいへん精通しておられ、体験談を楽しくおはなし下さいました。時間が全然足りな

かった様でしたので、次回をまた期待したいと思っております。先週オブザーバーでお越しいただいた石川一昭さんより、今週早速入会していただくということで、心から感謝申し上げます。後程入会式をさせていただきます。我北クラブは今一番元気が良く、そして会員同志の仲はとても良いクラブだと思っております。先輩にあまり気を使わなくてもいい雰囲気、居心地の良さは他クラブを圧倒しております。入会されましたからには我が北クラブの仲間でございます。仲間としてお互いにいい人間関係を築き、それが仕事に結びついたり、あるいは気持ちを一つにし奉仕活動が出来るならば、素晴らしいことと思っております。石川新会員におかれましては、三条北ロータリークラブの一員として楽しいロータリーライフを送っていただきますこととあわせてご活躍を期待いたしております。

尚本日は新田亜美会員の卓話となっております。入会式の時に時間が無く物足りなかった事と思っておりますので本日は存分にお話し下さい。楽しみにしております。



今日はSAA、副SAA共にお休みのため、次年度SAA岡田 健会員より代役を務めて頂きました。

幹事報告

米山キクエ幹事

- ・馬場ガバナー、米山奨学委員長より 奨学期間終了者歓送会ご案内
日時 2009年3月7日(土) 11:00～
会場 クラウンプラザホテル新潟2F
- ・ロータリー友委員会より ロータリー手帳お買い上げのお願い
1冊600円 申し込み表を回しますご記入下さい
- ・馬場ガバナーより 米山奨学生世話クラブとカウンセラーのお引き受けのお願い
- ・阿賀野川ラインロータリークラブより 10周年記念式典のご案内
日時 平成21年4月18日(土) 10:00～
会場 阿賀の里 楽市じぱんぐ
- ・県央工業高校同窓会長より 「甲子園出場記念誌」の贈呈について

臨時理事会

開催日：平成21年2月10日(火) 18:30～19:00

開催場所：銭心亭 おゝ乃 出席者数11/13(内委任状1)

出席者：石川(友) 石川(勝) 米山(キ) 山中 佐藤(義) 斎藤(正)

岡田(健) 瀧岡 高森 星野 西村 早川

協議事項：1. 米山奨学生、世話クラブ、カウンセラー依頼の件 承認

ヤーヤ・ムハマド・イズアリ君(マレーシア)

ニコニコBOX:10日現在累計701,000円

石川 一昭君 本日より入会させていただきます、宜しくお願い致します。皆様にご迷惑をお掛けしないよう努力いたします。ありがとうございます。

石川 友意君 石川一昭さんの入会を大歓迎して!!
新田亜美さん卓話ご苦労様です。どうぞたっぷりお話下さい。

大野 新吉君 新入会員として石川一昭さん本日から入会していただきます。増強委員のみならず北RC全員の喜びです。齊藤会員が入院されていた際、隣の入院患者の石川さんを誘っていただき、本日の入会になりました。みなさん齊藤会員にエールを送りましょう!! 本日の卓話、新田さん楽しみにしています。

阿部 勝子君 新田さん卓話楽しみにしておりました。宜しくね。
石川さん入会、どうぞ宜しくお願いします。

高森 武志君 新田さん卓話ご苦労さまです。楽しく聞かせていただきます。

米山 忠俊君 石川さんの入会を歓迎して。本日の例会、卓話楽しみにしておりました、新田会員宜しくお願いします。

岡田 健君 新田さん卓話楽しみにしています。

斎藤 正君 石川一昭さんの入会を歓迎して。

星野 義男君 石川一昭さんの入会を感謝して、又新田亜美さんの卓話に感謝して。

佐藤 弘志君 新田さんに期待して

横田加代子君 昨日、私の6番目の孫が生まれました。天地人にあやかって名前は愛ときめていたそうです。

外山 晴一君 風邪が流行っています。気をつけてください。
本間建雄美君 笹原ニコニコBOX委員長に少しでもお力になれますように。
丸山 達夫君 ノーコメント
山崎 勲君 〃
笹原 壯玄君 節分法要が“あっ”と終わりました。ご協力ありがとうございました。
新田亜美さんの卓話楽しみにしています。

米山奨学BOX

駒形 実君 日本の国際奨学生の為に。
米山 忠俊君 米山記念奨学会を支援します。
山中 正君 〃 新田さんの卓話ありがとうございます。
高橋 彰雄君 〃 石川一昭さん入会歓迎します。
笹原 壯玄君 また山本会員のお陰でQQ（救急車）を呼ばなくて大変助かりました。有難う！
山本 賢君 米山記念奨学会にいつもご支援有難うございます。日本国内の留学生も間違いなく恐慌の影響を受けている筈です。更なるご支援を。

新会員入会式



新入会員プロフィール

氏 名 石川 一昭 生年月日 昭和24年9月10日
会 社 名 (株) K. いしかわ 役 職 名 代表取締役
会社住所 三条市林町1丁目22-12 ダイヤビル1F
TEL 0256-36-7585 FAX 0256-36-7587

自宅住所 三条市上保内乙483-4

ご家族：新吉（父）・恵美（母）・純子（妻）・佳澄（次女）



本日の行事

卓話「入会して」 新田亜美会員

新会員の石川一昭様、入会おめでとうございます。

お食事をしながら齊藤興一様との出会いなどを楽しく聞かせて頂きました。



私も昨年 6 月に北クラブに入会したばかりです。よろしく願い致します。38歳血液型B型 独身、大学4年生を筆頭に子供は？人います。

私は現在、三条市内でコンパニオンクラブを経営しており、業種は人材派遣です。創立してから5年目になります。母親から20万円の借金をし、5着のユニホームを作り営業展開しました。最初の受注が割烹から頂きその時の感動は忘れられません。現在は社員教育が最大の課題です。

その後、燕市でスナックを経営し、3年目になります。北クラブに入会して間もない頃のお話ですが、素朴な疑問を石川会長様に尋ねてみました。

メーカーって何？

記帳するとどうなるの？

そもそもロータリーとは何？

会長様はすぐに対応して下さい、『ロータリアンの手引き』を元に、会長・副会長・前会

長・幹事・理事様方にご指導頂きました。ご多忙のところ、わざわざ新会員のために、お集まり頂き、その節は大変お世話になりました。

このように北クラブの皆様は親切で、打ち解け易く、楽しく愉快な方々ばかりで、例会等でお会いするのが楽しみです。

特に夜例会は、私の最高の楽しみの一つです。親睦活動委員会の皆様方にはいつも助けられており、皆様の笑顔をお見受けすると、自然と元気が湧いてきて頑張ろうというパワーやアイデアが生まれます。

北クラブの皆様方は、人生の先輩であり、事業・経営の先輩でありますので、ご指導の程よろしくお願い致します。

また今回は、卓話を仰せ使って、大変緊張しておりました。テーマもストーリーも浮かばず頭の中が真っ白でした。皆様方は私の心が読めるのでしょうか？緊張を解くようにユーモアを交え、盛り上げて下さいました。

皆様方のお心使いに感謝です。ありがとうございました。



土壇場で見送り相続税法改正（遺産取得課税方式）とは

I 相続税課税方式の仕組

1 現行の仕組み（法定相続分課税方式）

財産内容	
課税資産 40 百万円 (財産 120 百万円)	

民法通りで仮按分（妻 1/2、子 1/4 他）します。

甲（配偶者） $40 \times 1/2 \times$ 累進税率 = 税額	法定税額
乙（子） $40 \text{ 百万} \times 1/4 \times$ 累進税率 = 税額	
丙（子） $40 \text{ 百万} \times 1/4 \times$ 累進税率 = 税額	

10 百万以下 10%、30 百万以下 15%、50 百万以下 20%
100 百万以下 30%、300 百万以下 40%、300 百万超 50%

法定税額を実際取得財産で按分します。

法定相続人甲 10 百万円

$$\text{A} \times \text{a} \text{ 実際取得財産 } 60 / (\text{a} + \text{b} + \text{c}) = \text{納税額 配偶者控除}$$

法定相続人乙 10 百万円

$$\text{A} \times \text{b} \text{ 実際取得財産 } 40 \text{ 百万} / (\text{a} + \text{b} + \text{c}) = \text{納税額}$$

法定相続人丙 10 百万円

$$\text{A} \times \text{C} \text{ 実際取得財産 } 20 \text{ 百万} / (\text{a} + \text{b} + \text{c}) = \text{納税額}$$

基礎控除 50 百万円

合計 120 百万円

$$\text{甲} = 40,000 \text{ 千円} \times 1/2 \rightarrow 2,500 \text{ 千円}$$

$$\text{乙} = 40,000 \text{ 千円} \times 1/4 \rightarrow 1,000 \text{ 千円}$$

$$\text{丙} = 40,000 \text{ 千円} \times 1/4 \rightarrow 1,000 \text{ 千円}$$

} 法定税額 4,500 千円

実際取得財産で按分

$$\text{甲} = 4,500 \text{ 千円} \times 60/120 \rightarrow 2,250 \text{ 千円}$$

$$\text{乙} = 4,500 \text{ 千円} \times 40/120 \rightarrow 1,485 \text{ 千円}$$

$$\text{丙} = 4,500 \text{ 千円} \times 20/120 \rightarrow 765 \text{ 千円}$$

} 納付税額 4,500 千円
但し甲は配偶者控除適用前。

現行方式の

欠点① 同じ額の財産を取得しても相続人数によって税額が異なる場合が発生。公平性に問題。

② 一人の相続人等の申告漏れ等により他の共同相続人にも追徴税額が発生。

長所① 家督相続制度的配慮。丙が一切相続しなくても税額不変。分割困難な資産相続への配慮。農地の分散化防止等。

② 累進税率の緩和を狙った仮想分割への対応。

2. 改正案の仕組み（遺産取得課税方式）

法定相続人甲

$$\text{a} \text{ 実際取得財産} \times \text{累進税率} = \text{納税額} \quad \text{配偶者控除}$$

法定相続人乙

$$\text{b} \text{ 実際取得財産} \times \text{累進税率} = \text{納税額}$$

法定相続人丙

$$\text{c} \text{ 実際取得財産} \times \text{累進税率} = \text{納税額}$$

実際取得財産で算定

$$\text{甲} = 40,000 \times 60/120 \rightarrow 2,500 \text{ 千円}$$

$$\text{乙} = 40,000 \times 40/120 \rightarrow 1,499 \text{ 千円}$$

$$\text{丙} = 40,000 \times 20/120 \rightarrow 666 \text{ 千円}$$

} 納税額 4,665 千円
但し甲は配偶者控除適用前。

基礎控除、法定相続人一人当たり控除額現行方式と同じと仮定しても、実際取得財産の按分が民法通りに行われなかったりするだけで増税になります。現状の日本の農家の相続に甚大な影響を与えかねません。国会議員（特に農業関係）の猛烈な反対運動がありました。また、配偶者控除の適用がない場合も影響が大きいと思われます。

改正案方式の

欠点① 分割の仕方によって、遺産全体に対する税に差異が発生。

長所 ① 取得する相続財産に累進税率を適用することにより、各々の担税力に課税できる。

② 取得した財産が同額なら原則として課税額も同額になるため「現行方式よりも公平で分かりやすい」とされ抜本的見直しのモデルとなっている。

II 経緯

1. 政府税制調査会は H19 答申に遺産取得課税方式へ見直しを明記。また H20.1 の閣議では遺産取得課税方式が検討課題として閣議決定された。その後国税庁並びに税理士業界等は着々と準備が進められてきた。当然改正されるという方向できていました。

2. 関連して一部では、基礎控除額等の見直し増税等が考えられていたようです。
3. 急転直下 H20.11.27 自民党税制調査会は、事業承継優遇税制の導入に併せて遡及実施する予定であった相続税の課税方式変更について、2009 年度税制改正で見送りました。
3. 当初セットで考えられていた事業承継税制は、改正されました。中小企業の事業承継を円滑に進めるため、相続した株式のうち 80%に対する課税を猶予する優遇税制は導入され、また、株式の生前贈与を促進するため 4 月以降後継者が一括で自社株贈与を受けた場合議決権 2/3 までの条件付きであるが後継者の贈与税も猶予される制度も導入されることになりました。

Ⅲ 今回、課税方式の変更を含む相続税の抜本改正が見送られた背景は。

1. 景気後退への配慮

実際の相続人に対して正確に課税されるため、累進税率によって増税になるケースが出てくるため、自民税調は「時期尚早」、政府税調査会でさえも「当面の景気対策の優先はやむを得ない。」となった。

2. 総選挙への配慮 少しでも増税色を薄めたいという与党の思い。

Ⅳ 結び

1. 法律は各国で異なるのは当然ですが、特に税法は大きく異なっています。相続税法に関しても、考え方が以下のように異なっています。

- ① アメリカ・イギリス (遺産課税方式)・・・被相続人の一生を通じた税負担の清算を行い、被相続人が生存中に蓄積した富の一部を死亡に当たって社会に還元すべきという考え方。
- ② ドイツ・フランス (遺産取得課税方式)・・・偶然の理由による富の増加に担税力を見出して相続人に課税することにより、富の集中の抑制を図るべきという考え方。
- ③ 日本 (併用方式)・・・遺産取得課税方式を基本として、当該方式の欠点を法定相続分課税の導入により解消すべきという考え方。

2. 日本では、戦前は遺産課税方式、戦後直後は遺産取得課税方式、その後改正され現在まで併用方式 (法定相続分課税方式) となっています。

3. 個人的見解予想

政府内では「遺産取得課税方式への変更を急ぐべき。」との意見もあります。民主党の中にも「相続税の見直しのため景気に直接影響するものでない。むしろ、財源確保の観点からすると今のタイミングで見直す必要がある。」もあります。改正案方式は担税力に対応できるし、現在方式よりも公平で分かりやすい等いろんな理由つけられ、近い将来改正されるのではないかと思います。以上

H21.1.21 石川勝行